

旭川工業高等専門学校教育補助業務実施要項

制定	平成18. 6. 13達第 7 号	
改正	平成19. 11. 13達第16号	平成20. 7. 8 達第 2 号
	平成21. 6. 9 達第 5 号	平成23. 11. 14達第14号

旭川工業高等専門学校教育補助業務実施要項

(目的)

第1条 この要項は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育におけるきめ細かい指導の実現等を図ることを目的として、第1学年から第3学年の学生に対する放課後等の補習授業等の補助を、本校専攻科在籍の学生に委嘱し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせるとともに、専攻科学生が、将来技術士等の指導者になるためのトレーニングの機会を提供するものである。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、学習指導チューター（以下「チューター」という。）とする。

(業務内容)

第3条 チューターの業務内容は、第1学年から第3学年の学科学生に対する放課後及び長期休業期間中に行う補習授業等の教育補助業務とし、補習授業等の担当教員の指導の下に行うものとする。

(資格)

第4条 チューターとして委嘱する者は、専攻科第2学年に在籍する優秀な学生とする。
なお、専攻科第1学年に在籍する学生で、特に優秀であると認められる者はチューターに委嘱できるものとする。

(チューター計画書)

第5条 チューターを必要とする補習授業等の担当教員は、学習指導チューター計画書（別紙様式）を教務主事に提出するものとする。

(選考及び委嘱)

第6条 チューターの選考は、教務主事及び専攻科長が協議の上行うものとし、選考結果を教務委員会に報告するものとする。チューターの委嘱は、校長が行うものとする。

(業務時間)

第7条 チューターの業務時間は、当該学生の授業、研究指導等に支障が生じないように配慮し、1週間当たりの業務時間は、6時間（長期休業期間中を除く。）を超えないものとする。

(業務実施確認・報告)

第8条 チューターは、毎月、独立行政法人国立高等専門学校機構謝金取扱要領第5条2項に定める業務実施確認表（別紙様式第3号）を作成し、補習授業等の担当教員を経て校長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成18年6月13日から実施する。

附 則（平成19. 11. 13 達第16号）

この要項は、平成19年11月13日から実施する。

附 則（平成20. 7. 8 達第2号）

この要項は、平成20年7月8日から実施する。

附 則（平成21. 6. 9 達第5号）

この要項は、平成21年6月9日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23. 11. 14 達第14号）

この要項は、平成23年11月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別紙様式（第5条関係）

学習指導チューター計画書

平成 年 月 日

教 務 主 事 殿

所 属：
職 名：
氏 名： 印

このたび、低学年の学生に対する補習授業等のため、学習指導チューターによる教育補助業務を必要としますので、計画書を下記のとおり提出します。

記

項目		計画内容
科目名		
学年・組・学科		
対象学生		
学習指導チューターについて	必要人数	名
	業務期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () 毎週 曜日 時 分 ~ 時 分
	業務内容	
備考		

学生課教務係 記入欄	学習指導チューター 学年・専攻・氏名	
	支給単価及び 支給予定額	支給単価 金 円 支給予定額（総額） 金 円
	予算科目	